

徳島県告示第百号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第一項の規定に基づき特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするので、同条第四項の規定により、次のとおり公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間の満了の日までに、徳島県に意見書を提出することができる。

令和六年二月二十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 縦覧に供すべき書類の名称

牟岐地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧の場所

徳島県農林水産部生産基盤課及び牟岐町産業課

三 縦覧の期間

令和六年二月二十二日から二十日間